

平成30年度「理容ボランティア活動」実施要領

1. 名 称 理容ボランティア活動
2. 実施日 毎年9月の第2月曜日の「理容ボランティアの日」に全国一斉に行う。
本年度は平成30年9月10日(月)に実施する。
3. 主 催 全国理容連合会、特定非営利活動法人全国理美容 NPO 法人
後 援 厚生労働省 (予定)

4. 活動内容

- (1) 訪問福祉理容(出張理容)を中心とする理容ボランティア活動を基本とする。
- (2) その他、各組合が取り組める社会貢献事業。

5. 活動資金の助成

事前に各組合より計画書を提出いただき、活動資金として1組合当たり10万円を助成する。また、事業実施後は報告書を提出いただくこととする。

6. 対内外PR活動の実施

- (1) PR用ポスターを作成し、全組合員に配布する。
- (2) マスメディアへニュースリリースを発信し、各組合の活動への取材を依頼する。
- (3) 『理楽TIMES』を活用し、組合員にボランティア精神の啓発活動を行う。
- (4) 連合会ホームページを通じて、組合員とともに広く社会にも周知する。
- (5) 各組合機関紙や業界誌紙にも記事掲載を依頼する。